

改正

平成19年3月23日規則第12号
平成21年3月31日規則第15号
平成22年3月29日規則第10号
平成23年3月28日規則第12号
平成26年3月31日規則第7号
平成27年3月6日規則第2号
令和2年3月16日規則第8号
令和2年9月30日規則第35号
令和3年2月8日規則第3号
令和3年10月22日規則第43号
令和5年3月31日規則第16号

清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清瀬市住環境の整備に関する条例（平成18年清瀬市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(近隣住民及び周辺住民の範囲)

第2条 条例第3条第9号及び第10号の規則で定める距離は、別表第1のとおりとする。

(地区まちづくり協議会の申請等)

第3条 条例第9条第2項に規定する申請は、地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設立しようとする団体（以下「団体」という。）が地区まちづくり協議会認定申請書に別表第2に掲げる図書を添付して行う。

2 条例第9条第1項第2号に規定する構成員の数は、計画地区の一部に偏ることなく、計画地区全体の地区住民等の10分の1程度であること。

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、協議会の認定に係る可否を決定し、地区まちづくり協議会認定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

(地区まちづくり計画の提案書)

第4条 条例第10条に規定する提案は、地区まちづくり計画提案書に別表第3に掲げる図書を添付して行う。

(地区まちづくり協議会に対する通知)

第5条 条例第12条第1項及び第2項の規定による協議会に対する通知は、地区まちづくり計画決定（却下）通知書により行う。

(大規模土地取引行為の届出)

第6条 条例第19条に規定する届出は、大規模土地取引行為届出書に別表第4に掲げる図書を添付して行う。

(土地利用構想の届出)

第7条 条例第21条第1項に規定する届出は、土地利用構想届出書に別表第5に掲げる図書を添付して行う。

(延べ面積の適用)

第8条 条例第21条第1項第2号及び条例第27条第1項第3号から第6号までに規定する建築物の建築のうち、増築、改築又は移転にかかる同号の延べ面積の適用範囲については、当該増築、改築又は移転する部分とする。

(大規模開発事業に係る説明会等)

第9条 条例第21条第1項に規定する大規模開発事業主は、条例第22条第2項に規定する説明会について、開催日の7日前までに開発区域の道路に接する部分（開発区域が2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分）に、次に掲げる事項について記載した標識を設置し、周辺住民に周知する。

- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 大規模開発事業主の氏名及び住所（大規模開発事業主が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事業所等の所在地）
 - (4) 大規模開発事業に係る区域の土地の地名、地番及び面積
 - (5) 土地利用構想における主な土地利用目的
- 2 大規模開発事業主は、標識を地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。
 - 3 条例第22条第3項の規定による報告は、大規模開発事業説明会報告書に別表第6に掲げる図書を添付して行う。
（条例第27条第1項に規定する開発事業の適用除外）
- 第10条 条例第27条第1項各号に規定する開発事業について自己の居住の用に供するものについては、同項の開発事業の適用としない。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
（条例第27条第2項の規則で定める基準）
- 第11条 条例第27条第2項の規則で定める基準のうち、同項第1号に関するものは、次の各号のとおりとする。
- (1) 開発区域内に雨水浸透施設を設置すること。
 - (2) 開発区域の周辺に住宅が立地する場合は、騒音及び排気ガス等の対策を講じること。
- 2 条例第27条第2項の規則で定める基準のうち、同項第2号に関するものは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 開発区域内に当該開発区域の20パーセント以上の緑地を設けること。
 - (2) 開発区域の周辺に住宅が立地する場合は、隣地境界線（住宅が立地する部分に限る。）に沿って幅員2メートル以上の緩衝緑地を設けること。
 - (3) 開発区域内の墓所数の5パーセント以上の駐車台数の自動車駐車場を確保すること。
 - (4) 新たな墓地の設置（既存墓地の拡張を除く。）を目的とする開発事業については、墓地から主要な道路に至る道路の幅員は、6メートル以上であること。
 - (5) 開発区域内に雨水浸透施設を設置すること。
（1つの開発事業とみなす期間）
- 第12条 条例第27条第3項で規定する開発事業等を引き続いて行っているみなし期間は、開発事業等の完了の日から1年間とする。
（開発事業の届出）
- 第13条 条例第33条の規定による届出は、開発基本計画書に別表第7に掲げる図書を添付して行う。
（案内板の設置及び届出）
- 第14条 条例第34条に規定する標識は、開発基本計画案内板とし、市長への届出は、開発基本計画案内板設置届により行う。
- 2 事業主は、標識を地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。
 - 3 事業主は、標識を条例第43条に規定する工事完了の届出の日まで設置するものとし、設置期間中は、風雨等で破損や倒壊などせず、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。
 - 4 事業主は、条例第33条に規定する開発事業の届出の内容に変更があった場合は、速やかに標識の記載事項を変更し、開発基本計画案内板記載事項変更届により市長に届け出なければならない。
（開発事業に係る説明会等）
- 第15条 条例第27条第1項に規定する開発事業の事業主は、条例第35条第1項に規定する説明会について、開催日の7日前までに開発区域の道路に接する部分（開発区域が2以

上の道路に接する場合は、それぞれの道路に接する部分)に、次に掲げる事項について記載した標識を設置し、周辺住民に周知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 事業主の氏名及び住所（開発事業主が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事業所等の所在地）
- (4) 開発事業に係る区域の土地の地名、地番及び面積
- (5) 開発事業の規模、構造及び用途

2 事業主が、条例第35条第1項の規定により周辺住民に対して説明する事項は次のとおりとする。

- (1) 開発区域の範囲及び土地利用計画（公共施設の配置含む。）
- (2) 予定建築物の概要
- (3) 開発事業の工期、工法、作業時間等
- (4) 工事車両の規模及び通行経路
- (5) 開発事業の工事による危害の防止策
- (6) 開発事業に伴って生じる周辺の生活環境に及ぼす影響とその対策
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第35条第2項に規定する報告は、周辺住民説明実施報告書により行う。

（事前協議準備書の提出）

第16条 事業主は、条例第36条第1項に規定する事前協議申請書を提出する前に、あらかじめ事前協議準備書に別表第8に掲げる図書を添付して提出し、関係する各担当課等と協議しなければならない。

（事前協議申請）

第17条 条例第36条第1項に規定する申請は、事前協議申請書に別表第9に掲げる図書を添付して行う。

2 条例第36条第2項に規定する申請は、事前協議変更届書に別表第9に掲げる図書のうち市長が必要と認めたものを添付して行う。

3 事業主は、条例第36条第1項に規定する事前協議申請を取り下げようとするときは、事前協議申請取下げ書を市長に速やかに提出しなければならない。

（同意・協議申請書等）

第18条 条例第38条第1項に規定する申請は、同意・協議申請書に別表第10に掲げる図書を添付して行う。

2 事業主は、前項の同意・協議申請内容に変更が生じたときは、同意・協議変更届書を市長に速やかに提出しなければならない。

3 事業主は、第1項の申請を取り下げようとするときは、同意・協議申請取下げ書を市長に速やかに提出しなければならない。

（開発同意協定書等）

第19条 条例第38条第2項に規定する協定が締結したときの協定書は、開発同意協定書とする。

2 条例第38条第3項に規定する書面は、開発同意証明書とする。

（地位の承継届）

第20条 条例第39条に規定する書類の提出は、地位の承継届に別表第11に掲げる図書を添付して行う。

（工事着手届）

第21条 条例第41条に規定する届出は、工事着手届に工事工程表を添付して行う。

（中間検査）

第22条 条例第42条に規定する中間検査は、市長が必要と認める工事についても行うものとし、事業主は、中間検査を受けるに当っては、中間検査願書に別表第12に掲げる図書を検査日の7日前までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査により、条例第38条第2項に規定する協定の内容との適否を

確認する。

(工事完了届)

第23条 条例第43条に規定する届出は、工事完了届に工事工程表を添付して行う。

(完了検査)

第24条 条例第44条第1項に規定する検査(以下この条において「完了検査」という。)

は、完了検査願書に別表第13に掲げる図書を添付して受けるものとする。

- 2 市長は、完了検査により当該工事が条例第38条第2項に規定する協定の内容に適合していると認めるときは完了検査適合通知書を、適合していないと認めるときはその理由及び期限を付して是正すべき内容を記載した完了検査結果是正通知書を当該事業主に交付しなければならない。

(公共施設等の管理及び帰属)

第25条 事業主は、条例第46条第1項に規定する手続が円滑に行われるよう市長の指示に従い、当該施設の確定測量、境界石の埋設、並びに境界図及び施設完成図の作成等を行わなければならない。

- 2 前項の手続の際に必要なとする書類等については、別表第14のとおりとする。

(公園等の基準の特例)

第26条 東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)の適用を受ける開発事業については、条例第47条に定める基準に基づき設置される公園等の面積に東京都における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第39号)第52条第2項第7号に定める基準に基づき設置される公共的緑地の面積を含めることを妨げない。

(条例第48条及び第50条の最低限度の適用)

第27条 開発区域又は複数の区画からなる開発事業のうちの1区画(以下この条において「区域等」という。)が、条例第48条及び第50条の規定により敷地面積の最低限度の適用を受ける用途地域(以下この条において「用途地域」という。)にまたがる場合において、その区域等の敷地の過半が用途地域に属するときは、当該区域等の全部について条例第48条及び第50条の規定を適用し、その区域等の敷地の過半が用途地域の外に属するときは、当該区域等の全部について条例第48条及び第50条の規定を適用しない。

(条例第49条第1項第1号の規則で定める基準)

第28条 条例第49条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし市長が認めるときは、市長との協議により施工方法等を定める。

- (1) 条例第27条第1項第1号及び第2号に規定する開発事業については、生垣の設置及び敷地内の緑化に努めるものとする。
- (2) 条例第27条第1項第3号から第6号までに規定する開発事業については、敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上を緑化面積とし、別表第15のとおり植栽本数に換算し整備するものとする。

(公園等の整備基準)

第29条 条例第47条及び第49条の規定により設置する公園等の整備基準は、次に掲げるものとする。ただし市長が認めるときは、市長との協議により定めることができる。

- (1) 公園等は、分断されずに1箇所に必要な面積が確保されていること。
- (2) 不特定多数の市民が利用できる公道に面していること。
- (3) 公園の施設に関する整備基準は、別表第16のとおりとし、その内容及び数量、その他の事項については別途協議するものとする。
- (4) 公園の形状は、正方形に近い形とする。

(条例第49条第2項の規則で定める金銭納付)

第30条 条例第49条第2項の周辺に公園等があり、市長が公園等の整備を必要ないと認めた場合とは、当該開発区域の境界線から250メートルの範囲以内に、既存の公園等の一部又は全部が含まれる場合をいう。

- 2 条例第49条第2項の規則で定める金銭納付の算出基準は、開発区域の近傍宅地1平方メートル当たりの価格(金銭納付する日の属する年度の固定資産税の税額を計算する場

合の土地の価格をいう。)に整備すべき公園等の面積を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とする。

3 前項の金銭納付は、条例第38条第2項の協定の締結までに行うものとする。

(道路の構造等の技術基準)

第31条 条例第51条に規定する道路の整備については、清瀬市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例施行規則(平成25年清瀬市規則第24号)の規定に基づき、道路管理者の指示により施行するものとする。

(条例第52条の規則で定める基準)

第32条 条例第52条の規則で定める基準は、別表第17のとおりとする。ただし、児童及び生徒となる者が発生しないことが確認される建築物の建築をする場合はこの限りでない。

2 前項の学校用地は、地域の状況により金銭納付を認めるものとし、金銭納付の算出基準は、別表第17に定めるところによる。

(条例第53条の規則で定める基準)

第33条 条例第53条の規則で定める基準は、計画戸数500戸程度に1か所の割合で保育園用地を、1,000戸程度に1か所の割合で学童クラブ用地を、それぞれ1,650平方メートル確保するとともに、施設についても整備し、市に提供するものとする。ただし、乳幼児及び児童となる者が発生しないことが確認される建築物の建築をする場合はこの限りでない。

(条例第54条の規則で定める基準)

第34条 条例第54条第1項の規則で定める基準は、市の防災計画上必要と認められたときに設置するものとする。

(条例第55条の規則で定める基準)

第35条 条例第55条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交通安全施設等 開発区域並びにその周辺の交通の安全を図るため、街路灯、道路反射鏡、防護柵、路面表示及びその他の交通安全施設を整備すること。

(2) 下水道施設 次に掲げる事項を基本として整備すること。

ア 分流式とし、污水管径は原則として250ミリメートル以上とする。

イ 下水道本管の土被りは、原則として120センチメートル以上とする。

ウ 公共ますの取出し口径は、150ミリメートル以上とする。

エ 公共ますは内径200ミリメートル以上とし、新たにL形溝を整備する場合はL形用ますとする。

オ 清瀬市下水道地震対策緊急整備計画路線上における人孔等は、耐震性を有する構造とする。

カ 深さ2メートル以上の人孔は、人孔上部に転落防止の構造を設ける。

キ 車道及び車乗入部の人孔及びますの蓋は、25トンの耐荷重性能とする。

ク アからキまでに定めるもののほか、市で定めた清瀬市下水道条例(昭和56年清瀬市条例第1号)及び清瀬市公共污水ます設置要綱(平成25年清瀬市訓令第43号)による規定に基づき、下水道管理者の指示により施工するものとする。

(3) 雨水浸透施設 開発区域内で想定される降雨強度(5年確率60ミリメートル/時)により算出された雨水流出量の流出抑制は、東京都が定めた都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準に準じ、道路管理者等の指示により次に掲げる事項を対象として整備すること。

ア 新設及び拡幅した道路

イ 新たに宅地化された区画及び事業敷地

ウ その他必要と認める土地

(4) 清掃施設 次に掲げる事項を基本として整備すること。

ア 清掃施設は、開発区域内の公道に接する場所で、かつ収集作業が容易にできる場所に設置する。

イ 設置については、事前に近隣住民に対して周知を行い、紛争防止に努める。

ウ 集積所の大きさについては、別表第18に定めるとおりとする。

エ 清掃施設の整備は、清瀬市標準構造図集によるものとし、収集作業に支障のない形状とする。

(5) 消防水利施設 消火栓及び防火水槽の基準は、別表第19のとおりとし、次に掲げる事項を基本として整備すること。

ア 消火栓の設置について、市長と協議する。

イ 消火栓及び防火水槽の配置並びに構造は、消防署と協議する。

ウ 防火水槽は、条例第27条第1項第1号及び第2号に規定する開発事業については公園内、条例第27条第1項第3号から第6号に規定する開発事業については敷地内に設置する。

エ 消火栓及び防火水槽に標識を設置する。

(無償譲渡する施設等)

第36条 条例第56条で規定する施設等とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第51条に規定する道路にあっては、次に掲げるもの

ア 公道から公道に通り返れるもの

イ 公道に接続する行き止まり道路で、幅員は5メートル以上あり、延長が35メートルを超えるもので、かつ、道路予定地を設置することで、将来公道が延長される見込みのあるもの

ウ 公道に接続する行き止まり道路で、公共施設等に接するもの

エ 市が管理している道路に接する後退部

オ 大規模開発事業において、新設する道路は起点及び終点が異なる地点で、それぞれが幅員4m以上の既存する公道に接続しているもの。この場合において前段の新設する道路に連続し、一体を成すその他の新設道路については、同条アからウの規定を準用する。

カ 前各号に規定する道路内に設置される道路の雨水浸透施設、排水施設その他の道路施設

(2) 条例第47条及び第49条第1項第2号及び同条第3項に規定する公園等にあつては、その用地及び施設

(3) 条例第55条第1号に規定する交通安全施設にあつては、街路灯、道路反射鏡、防護柵及びその他の道路施設

(4) 条例第55条第2号に規定する下水道施設にあつては、下水道管きよ、人孔、公共ます、取付管その他付属する施設

(5) 条例第55条第4号に規定する清掃施設にあつては、市に帰属する新設道路及び市が管理している既存道路に面した資源物集積所の用地並びに施設(条例第27条第1項第1号及び第2号の場合のみ)

(6) 条例第55条第5号に規定する消防水利施設にあつては、次に掲げるもの

ア 市に帰属する公園等の敷地内に設置される防火水槽

イ 市に帰属する新設道路及び市が管理している既存道路内に設置される消火栓

(無償譲渡する手続)

第37条 条例第56条に規定する無償譲渡の手続きは、公共施設等引継書に別表20に掲げる図書を添付して行う。

(受信状況調査)

第38条 条例第58条に規定する受信状況の調査は、テレビ等の電波の性質又は他の手段より受信状況が明らかになる場合は、実施することを省略することができる。

(自動車駐車場施設の基準)

第39条 条例第61条の規則で定める基準は、別表第21のとおりとする。

(自転車駐車場施設の基準)

第40条 条例第62条の規則で定める基準は、別表第22のとおりとする。

(ワンルーム形式の共同住宅の建築に関する措置)

第41条 条例第64条第2号に規定する措置は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、周辺の状況等により当該措置を適用させることが適当でないとき市長が認めたときは、市

長との協議により定めることができる。

- (1) 開放廊下及び屋外階段の床面並びに各住戸の玄関ドアに防音措置を講ずること。
 - (2) 建築設備を設置するにあたっては、防音壁、防振材等を設置し、防音及び防振対策を講ずるとともに、排気方向に配慮するなど防臭対策を講ずること。
 - (3) 隣地に面する窓、廊下等の設置にあつては、近隣住民のプライバシーの保護に配慮し、視線を遮る等の措置を講ずること。
- (ワンルーム形式の共同住宅の管理規約)

第42条 条例第65条第3号に規定する管理規約には、次の各号に掲げる事項を規定する。ただし、周辺の状況等によりこの事項を定めることが適当でないと市長が認めたときは、市長との協議により定めることができる。

- (1) 近隣路上での違法駐車及び自転車の放置の禁止に関すること。
- (2) ごみ処理の方法及びこれに反する行為の禁止に関すること。
- (3) 騒音及び悪臭発生行為の禁止に関すること。

(身分証明書)

第43条 条例第67条第1項の規定により関係職員が立入調査を行うときは、身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告書)

第44条 条例第68条に規定する勧告は、勧告書により行う。

(命令書)

第45条 条例第69条に規定する命令は、命令書により行う。

(公表の方法)

第46条 条例第70条に規定する公表は、清瀬市公告式条例（昭和25年清瀬村公示第17号）第5条に規定する公表その他広く市民に周知する方法等により行うものとする。

(確約書)

第47条 条例第71条第2項に規定する確約書は、公共施設等の補修に関する確約書とする。

(様式)

第48条 この規則の施行に必要な様式は、市長が別に定める。

(委任)

第49条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第15号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の改正後の清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）は、市長がこの規則の施行日後に改正後規則第13条に規定する開発基本計画書（以下「基本計画書」という。）を受理したものから適用し、改正後規則の施行日前に市長が開発基本計画書を受理したものにあつては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月16日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）は、市長がこの規則の施行日後に改正後規則第13条に規定する開発基本計画書（以下「基本計画書」という。）を受理したものから適用し、改正後規則の施行日前に市長が基本計画書を受理したものにあつては、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月8日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）は、この規則の施行日以後に改正後規則第13条に規定する開発基本計画書（以下「基本計画書」という。）の届出があつたものから適用し、同日前に基本計画書の届出があつたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月22日規則第43号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の清瀬市住環境の整備に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）の規程は、この規則の施行日以後の改正後規則第13条に規定する開発基本計画書（以下「基本計画書」という。）の届出があつたものから適用し、同日前に基本計画書の届出があつたものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

近隣住民及び周辺住民の範囲

| 開発区域の面積 | 近隣住民 | 周辺住民 |
|--------------------------------|--|---|
| 1,000平方メートル未満 | 開発区域の境界線から15メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離のいずれか長い距離 | 開発区域の境界線から30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離 |
| 1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満 | 開発区域の境界線から20メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離のいずれか長い距離 | 開発区域の境界線から40メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離 |
| 3,000平方メートル以上 | 開発区域の境界線から30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離のいずれか長い距離 | 開発区域の境界線から50メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離 |

別表第2（第3条関係）

地区まちづくり協議会認定申請書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|--------------|
| 1 | 団体の規約 |
| 2 | 団体の事業活動計画書 |
| 3 | 団体の対象地区を示す図面 |

| | |
|---|----------------|
| 4 | 団体の構成員名簿 |
| 5 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第3（第4条関係）

地区まちづくり計画提案書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|---------------------------------|
| 1 | 計画書 |
| 2 | 位置図 |
| 3 | 区域図（道路、鉄道及び河川等により区域が明示されていること。） |
| 4 | 賛同者の署名簿 |
| 5 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第4（第6条関係）

大規模土地取引行為届出書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|-----------------------------|
| 1 | 位置図 |
| 2 | 案内図 |
| 3 | 公図の写し（開発区域及び隣接地の所有者を記入したもの） |
| 4 | 委任状（実印が押されたもの） |
| 5 | 印鑑証明書（委任状を提出する場合のみ。） |
| 6 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第5（第7条関係）

土地利用構想届出書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|------------------------|
| 1 | 構想区域の案内図 |
| 2 | 土地利用構想図 |
| 3 | 構想区域及びその周辺の状況を示す写真 |
| 4 | 都市計画マスタープランとの整合を検討した図書 |
| 5 | 委任状（実印が押されたもの） |
| 6 | 印鑑証明書（委任状を提出する場合のみ。） |
| 7 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第6（第9条関係）

大規模開発事業説明会報告書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|----------------|
| 1 | 説明会配布資料 |
| 2 | 説明会記録 |
| 3 | 周辺住民範囲図 |
| 4 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第7（第13条関係）

開発基本計画書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|----------------------|
| 1 | 開発区域の現況図 |
| 2 | 開発区域の案内図 |
| 3 | 開発区域及びその周辺の状況を示す写真 |
| 4 | 開発区域の公図の写し |
| 5 | 開発区域の概要を示した図書 |
| 6 | 委任状（実印が押されたもの） |
| 7 | 印鑑証明書（委任状を提出する場合のみ。） |
| 8 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第8（第16条関係）

事前協議準備書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 開発区域の現況図 |
| 2 | 開発区域の案内図 |
| 3 | 開発区域の公図の写し |
| 4 | 平面計画図（土地利用計画図、道路平面計画図、給排水平面計画図等） |
| 5 | 建物の立面図（条例第27条第1項第3号から第6号までの場合のみ。） |
| 6 | 構造図（公共施設等） |
| 7 | 縦断図（道路・汚水等） |
| 8 | 植栽計画図 |
| 9 | 公園・緑地計画図（公園等の整備がある場合のみ。） |
| 10 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第9（第17条関係）

事前協議申請書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 開発区域の案内図 |
| 2 | 事前協議準備書の写し |
| 3 | 開発事業計画書 |
| 4 | 公共施設等所有・管理協議書 |
| 5 | 開発区域の公図（写し可） |
| 6 | 開発区域隣接土地所有者一覧表 |
| 7 | 土地登記簿全部事項証明書（写し可） |
| 8 | 求積図 |
| 9 | 開発区域の現況図 |
| 10 | 平面計画図（土地利用計画図、道路平面計画図、給排水平面計画図等） |
| 11 | 縦断図（道路・汚水等） |
| 12 | 構造図（公共施設等） |
| 13 | 造成計画図（盛土切土・地盤高等） |
| 14 | 各階の平面図（条例第27条第1項第3号から第6号までの場合のみ。） |
| 15 | 建物の立面図（条例第27条第1項第3号から第6号までの場合のみ） |
| 16 | 日影図（中高層建築物の場合のみ。） |
| 17 | テレビ等電波障害予測調査報告書（中高層建築物の場合のみ。） |
| 18 | 植栽計画図 |
| 19 | 公園・緑地計画図（公園等の整備がある場合のみ。） |
| 20 | 周辺住民説明実施報告書 |
| 21 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第10（第18条関係）

同意・協議申請書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|----------------------------------|
| 1 | 開発区域の案内図 |
| 2 | 公共施設等所有・管理協議書 |
| 3 | 開発区域の公図の写し |
| 4 | 開発区域隣接土地所有者一覧表 |
| 5 | 土地登記簿全部事項証明書（写し可） |
| 6 | 平面計画図（土地利用計画図、道路計画平面図、給排水平面計画図等） |
| 7 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第11（第20条関係）
地位の承継届添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|------------------|
| 1 | 適法に承継したことを証明する書類 |
| 2 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第12（第22条関係）
中間検査願書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|----------------------|
| 1 | 案内図 |
| 2 | 平面計画図（土地利用計画図） |
| 3 | 実測平面図及び実測縦断図（道路・汚水等） |
| 4 | 土地境界図 |
| 5 | 工事写真 |
| 6 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第13（第24条関係）
完了検査願書添付図書

| 番号 | 提出書類 |
|----|----------------|
| 1 | 案内図 |
| 2 | 平面計画図（土地利用計画図） |
| 3 | 土地境界図 |
| 4 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第14（第25条関係）
公共施設等帰属関係

| 番号 | 提出図書 |
|----|--|
| 1 | 公共用地譲渡承諾書 |
| 2 | 案内図 |
| 3 | 公図の写し |
| 4 | 地積測量図 |
| 5 | 土地境界図（作成者の押印、測量年月日の記載及び縮尺1／250の図示がなされたもの、A2、A3又はA4のいずれかの用紙サイズ） |
| 6 | 土地登記簿全部事項証明書写し |
| 7 | 登記承諾書 |
| 8 | 登記原因証明情報 |
| 9 | 印鑑証明書 |
| 10 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第15（第28条関係）
緑化面積の整備基準

| | |
|------|---------------------------------|
| 植栽本数 | 緑化面積10平方メートル＝中木（注1）1本＋それ以外の樹木3本 |
|------|---------------------------------|

（注1）成木の樹高が2メートル以上の樹木

別表第16（第29条関係）
公園施設に関する整備基準

| 公園施設 | |
|----------------------|--|
| 300平方メートル以下 | ①園名板 ②ベンチ ③園内灯 ④幼児用遊具・健康遊具・日除け・鉄棒・散水栓 ⑤車止め ⑥ダスト舗装 ⑦浸透トレンチ ⑧フェンス |
| 301平方メートルから500平方メートル | ①園名板 ②ベンチ ③園内灯 ④幼児用遊具・健康遊具・日除け・鉄棒・水飲み場・足洗い場・滑り台・シーソー ⑤車止め ⑥ダスト舗装 ⑦浸透トレンチ ⑧フェンス |

| | |
|-------------|---|
| 501平方メートル以上 | ①園名板 ②ベンチ ③園内灯 ④幼児用遊具・健康遊具・日除け・鉄棒・水飲み場・足洗い場・滑り台・シーソー・ブランコ ⑤車止め ⑥ダスト舗装 ⑦浸透トレンチ ⑧フェンス |
|-------------|---|

別表第17（第32条関係）

教育施設に替わる金銭納付の算出基準

計画戸数200戸以上1000戸未満

| | |
|----------|---|
| 小・中学校施設費 | $(\text{計画戸数} - 199) \times (1.923 + 0.848 \text{平方メートル}) \times (\text{注1}) \times \text{標準建設単価} \times (\text{注2}) \times (1 - 0.5) \times (\text{注3})$ |
|----------|---|

(注1) 1戸当たりに必要な小学校及び中学校施設面積

(注2) 学校、RC造

(注3) 国庫補助率

計画戸数1,000戸以上

| | |
|----------|--|
| 小・中学校施設費 | 計画戸数 $\times (1.044 + 0.749 \text{平方メートル}) \times (\text{注1}) \times \text{標準建設単価} \times (\text{注2}) \times (1 - 0.5) \times (\text{注3})$ |
| 小学校用地 | 計画戸数 $\times 4.52 \text{平方メートル} \times (\text{注4})$ |
| 中学校用地 | 計画戸数 $\times 4.35 \text{平方メートル} \times (\text{注5})$ |
| 小学校用地費 | 計画戸数 $\times 4.52 \text{平方メートル} \times (\text{注4}) \times \text{開発区域の近傍宅地} 1 \text{平方メートル当たりの価格} \times 0.5 \times (\text{注6})$ |
| 中学校用地費 | 計画戸数 $\times 4.35 \text{平方メートル} \times (\text{注5}) \times \text{開発区域の近傍宅地} 1 \text{平方メートル当たりの価格} \times 0.5 \times (\text{注6})$ |

(注1) 1戸当たりに必要な小学校及び中学校施設面積

(注2) 学校、RC造

(注3) 国庫補助率

(注4) 1戸当たりに必要な小学校用地面積

(注5) 1戸当たりに必要な中学校用地面積

(注6) 事業者負担率

別表第18（第35条関係）

清掃施設に関する整備基準

| | | |
|--------------|-------|--------------------------------------|
| 可燃物及び不燃物等集積所 | 計画戸数 | 集積所の大きさ |
| | 10戸以下 | 面積2平方メートル（有効） |
| | 11戸以上 | 計画戸数 $\times 0.2 \text{平方メートル}$ （有効） |

備考

- 共同住宅等（2戸以上で形成された住宅で、長屋、寮、寄宿舍又は下宿その他これらに類するものをいう。）における考え方とする。
- 必要面積を確保すれば、箱型でも物置タイプでもよい。
- 形状は四角形を基本とする。

| | | |
|--------|-------|---|
| 資源物集積所 | 計画戸数 | 集積所の大きさ |
| | 29戸以下 | コンテナ（かご）4個で面積が1.8平方メートル（有効） |
| | 30戸以上 | 10戸増えるごとに、コンテナ（かご）2個で面積を0.9平方メートル（有効）ずつ拡張させる。 |

備考

- 形状は四角形を基本とする。
- びん・かん及び古紙・古布等の資源物集積所とする。

別表第19（第35条関係）

消防水利施設に関する整備基準

条例第27条第1項第1号及び第2号に規定する開発事業

| | |
|------|--------|
| 事業面積 | 消防水利施設 |
|------|--------|

| | |
|---------------|------------------------|
| 3,000平方メートル未満 | 周辺の状況等により消火栓 |
| 3,000平方メートル以上 | 防火水槽1基以上及び周辺の状況等により消火栓 |

備考 消防水利施設は、消防自動車容易に接近し取水できる場所
 条例第27条第1項第3号から第6号までに規定する開発事業

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 事業面積及び計画戸数 | 消防水利施設 |
| 事業所等（共同住宅を除く。） 5,000平方メートル以上 | 防火水槽1基以上 |
| 計画戸数 50戸未満 | 周辺の状況等により消火栓 |
| 計画戸数 50戸以上 | 防火水槽1基以上 |

備考 消防水利施設は、消防自動車容易に接近し取水できる場所

別表第20（第37条関係）

公共施設引継書添付図書

| | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 開発登録簿（法第29条の規定による許可を要しない場合は竣工図） |
| 2 | 平面図・縦断面図（道路・汚水等） |
| 3 | 公園施設平面図 |
| 4 | 構造図（公共施設等） |
| 5 | 公園関係備品仕様書 |
| 6 | その他市長が必要と認めた図書 |

別表第21（第39条関係）

自動車駐車場施設に関する整備基準

| | |
|---------|--------------------------|
| 共同住宅等 | 原則として、計画戸数の50パーセント以上の台数分 |
| 共同住宅等以外 | 利用用途により必要と認める台数分 |

備考 1台未満の端数は、切り捨てる。

別表第22（第40条関係）

自転車駐車場施設に関する整備基準

| | |
|---------------------|---|
| 共同住宅等 | 計画戸数の150パーセント以上の台数分。ただし、ワンルーム形式にあっては、100パーセント以上の台数分 |
| 百貨店及び スーパーマーケット等 | 延床面積20平方メートルごとに1台 |
| 金融機関等 | 延床面積25平方メートルごとに1台 |
| 遊技場 | 延床面積15平方メートルごとに1台 |
| その他の施設 | 利用用途により必要と認める台数分 |

備考

- 1 1平方メートル未満及び1台未満の端数は、切り捨てる。
- 2 自転車駐車場施設は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね50メートル以内の場所に設置するよう努めなければならない。